

# 大規模災害復旧における前橋市建設工事等の 入札契約方式の適用ガイドライン

令和2年4月

## 第2 災害復旧

### 1 基本的な考え方

#### 1 趣旨

本ガイドラインは、大規模災害で被災した本市の公共土木施設等における災害復旧や復興にあたっての入札契約方式の選定について基本的な考え方等を整理したものである。本市が発注する災害復旧工事においては、関係法令等に則り、本ガイドラインに基づき適切な入札契約方式を適用し、発注関係事務を行うものとする。

#### 2 大規模災害

##### (1) 定義

災害対策基本法に規定された災害の定義と概ね同様とし、激甚災害相当の災害とする。

##### ○災害対策基本法（第2条第1項）

災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

##### ○災害対策基本法施行令（第1条）

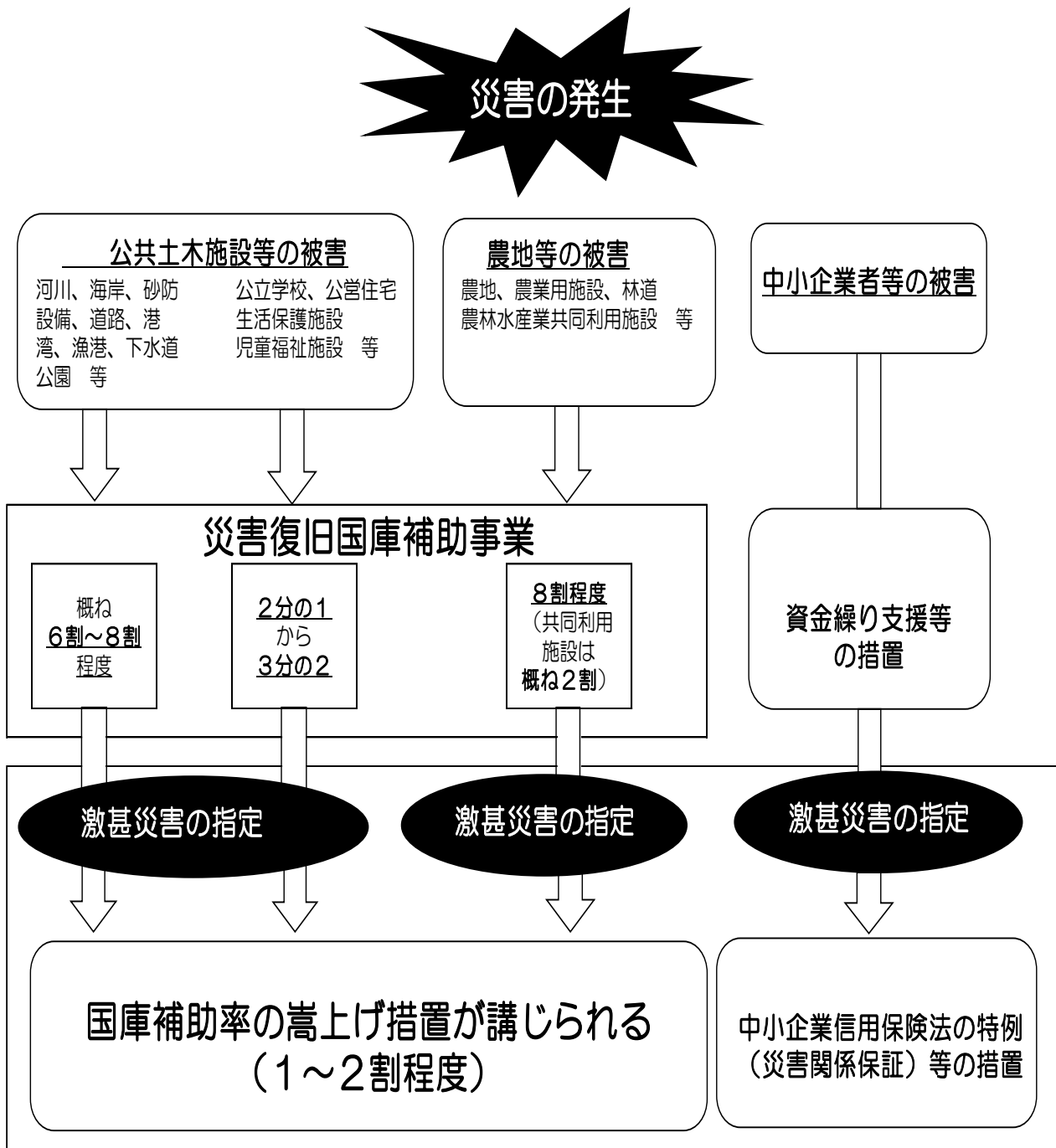
災害対策基本法第2条第1項の政令の定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

##### (2) 激甚災害とは

激甚災害は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し又は被害者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号））に基づいて政府が中央防災会議の意見を聴いたうえで、その災害を激甚災害として指定する。俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、市町村単位の局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等の全てが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

(3) 激甚災害制度の概要



## 1) 公共工事等に係る激甚災害法の主な適用措置【本激】

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

### ①公共土木施設災害復旧事業等(\*)に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)

(\*)公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

### ②農林水産業に関する特別の助成

- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)
- ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)
- ハ 天災融資法の特例(第8条)
- ニ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助(第10条)
- ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助(第11条)
- ヘ 森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)

### ③中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条)

### ④その他の特別の財政援助及び助成

- イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(第16条)
- ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(第17条)
- ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(第22条)
- ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

## 2) 公共工事等に係る局地激甚災害の主な適用措置【局激】

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

### ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)

### ②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)

### ③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(第6条)

### ④森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)

### ⑤中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条)

### ⑥小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(第24条)

## 3) 過去の主な事例

- ・**カテゴリS**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、緊急災害対策本部(政府)が設置された災害  
(過去の事例: 東日本大震災(H23))

- ・**カテゴリA**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害  
(過去の事例: 台風19号(R1)、熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)等)

### **3 発注者の果たすべき役割**

大規模災害発生後の公共工事では、復旧工事においても関係法令等に則り、迅速にその役割を果たす責務がある。

#### **【関係法令等】**

① 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

発注者の責務として、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準価格等の設定、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施などを規定。

② 公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

基本となるべき事項として、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進などを規定。

③ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

基本理念として、被害の最小化及びその迅速な回復、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保などを規定。

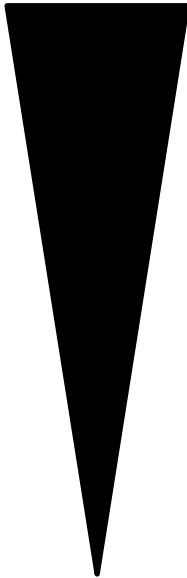
発注者には、これら法令の趣旨を十分に踏まえた対応が求められるが、災害復旧にあたっては、地域の建設企業が、災害対応、除雪といった「地域の守り手」として重要な役割を担っていることを踏まえ、社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえた分離分割発注、市内事業者の積極的な活用等、適宜適切に講じていく必要がある。

### **4 入札契約方式の選定**

災害復旧工事にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めるとともに、入札契約手続きについては、その後行われる入札監視委員会（第三者委員会）等のチェックにも留意して行う必要がある。

これにより、災害復旧における入札契約方式の適用にあたっては、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争、可能な限り手続きに要する時間を短縮した一般競争入札等の適用を検討する。契約相手の選定にあたっては、協定締結状況や施工体制、地理的条件、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手方が選定できるよう努める。

## 入札契約方式の適用の考え方

| 工事内容   | 緊急度  | 発注方法               | 契約相手の選定方法   |
|--|--|--------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 応急復旧</li> <li>• 本復旧</li> </ul>              | <p><b>極めて高い</b></p>  | <p><b>随意契約</b></p> | <p>次のような観点から最適な契約相手を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災箇所における維持修繕工事の実施実績</li> <li>② 災害時における協定締結状況</li> <li>③ 施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本復旧</li> </ul>                              | <p>但し、通常の方式によって迅速な対応が可能な場合</p>   | <p><b>指名競争</b></p> | <p>有資格業者を対象に、次のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないように指名を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地理的条件</li> <li>② 技術的適性</li> <li>③ 手持ち工事の状況</li> </ul>                   |
| <p><b>通常的方式</b><br/>                     （指名競争入札・簡易型条件付一般競争入札・条件付一般競争入札総合評価落札方式）</p> |  |                    |   |

※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事

※本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、又は再度災害を防止する工事

## 災害復旧における入札契約方式

| 適用時期   | 工事内容等  | 入札契約方式   |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  | 発注方法   | 契約相手の選定方法  | 標準的な<br>手続日数<br>(公告～契約)  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等<br/>(発災～<br/>2カ月)</li> <li>・地震等<br/>(発災～<br/>4カ月)</li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>応急復旧等</b></p> <p>(土砂撤去、道路啓開、大型土のう設置、孤立集落の解消のための橋梁復旧等)</p> <p>(道路復旧、斜面防災対策、橋梁復旧、ライフライン復旧等)</p> <p style="text-align: center;"><b>※前橋市緊急工事事務処理要領<br/>第2条に規定する緊急工事</b></p>  | <p style="text-align: center;"><b>随意契約</b></p> <p>※地方自治法<br/>施行令<br/>第167条の2<br/>第5項</p> | <p>※災害協定に基づき<br/>施工者を選定、又は<br/>災害協定に基づき業<br/>界団体へ協力要請を<br/>行い選定</p> <p>※現地付近で土木工<br/>事を実施中の者</p> | <p style="text-align: center;"><b>即時着工</b></p> <p>※協議が整い次<br/>第速やかに着手</p>          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等<br/>(1カ月～)</li> <li>・地震等<br/>(3カ月～)</li> </ul>               | <p style="text-align: center;"><b>本復旧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、発注上限額を設計金額1億円まで拡大することができる(特例措置)</li> <li>・円滑かつ確実に復旧工事を実施するため、梅雨や降雪時期までの完了が必要な工事を対象に適用</li> <li>・透明性・客観性及び競争性を確保するため、出水期中は施工できない工事や、工程的に支障のない工事に適用</li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>指名競争</b></p>   | <p>※条件を満たす者で<br/>選定表を作成し、均<br/>等な指名回数による<br/>競争入札を実施</p>   | <p style="text-align: center;"><b>約1カ月</b></p> <p>※手続き期間の<br/>短縮、必要書類<br/>の縮減等</p> |
|  |  | <p style="text-align: center;"><b>一般競争</b></p> <p>※契約監理<br/>課運用通知に<br/>よる</p>            | <p>※簡易型条件付一般<br/>競争入札の入札公告<br/>による</p> <p>※条件付一般競争入<br/>札総合評価落札方式<br/>の入札公告による</p>               | <p style="text-align: center;"><b>約2カ月</b></p> <p>※手続き日数の<br/>短縮、必要書類<br/>の縮減等</p> |

注) 適用時期は、次のとおり。

- ・随意契約：最速着工（協議完了）日～最遅着工（協議完了）日
- ・指名競争：運用に関する契約監理課通知日～
- ・一般競争：運用に関する契約監理課通知日～

災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去等の応急復旧工事や、橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事について、被害の最小化や至急の現状復旧の観点から、「随意契約（地方自治法施行令第167条の2）」を適用する。

被災箇所における維持修繕工事の実施状況、災害協定の締結状況、企業の所在地、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定しなければならないが、この際、本市が災害協定を締結している業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手として優先的に選定することにも考慮する必要がある。

### （1）適用にあたっての留意点

- ① 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうことが懸念されることに留意する。
- ② 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注工事ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。

### （2）契約の相手方の選定方法

契約の相手方は、以下の考え方に基づき選定する。

- ① 応急復旧工事
  - ア 地域に精通していること。
  - イ 施工能力があること。  
会社が被災していないこと又は被災していても施工体制が構築できること。
  - ウ 同種又は類似工事について実績があること。
  - エ 原則として、災害協定を締結している業界団体の会員であること。
- ② 緊急的な補修工事
  - ア 補修工事等の実績がある者を優先的に選定する。

### （3）随意契約の締結

前橋市緊急工事事務処理要領及び前橋市緊急役務等業務事務処理要領に従い、速やかに契約締結を行う。

## 【地方自治法施行令（抜粋）】

### （随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）～（4） 省略
- （5）緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- （6）～（9） 省略

## 【前橋市緊急工事事務処理要領（抜粋）】

### （定義）

第2条 この要領において「緊急工事」とは、災害又は事故等により緊急に発注しなければ、市民生活に重大な支障を及ぼすようなものであって、次の各号のいずれかに該当する工事又は修繕をいう。

（1）堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 堤防崩壊に伴う緊急復旧工事
- イ 道路陥没に伴う緊急復旧工事
- ウ 地滑りに伴う緊急復旧工事
- エ 火災に伴う緊急復旧工事
- オ 施設の雨漏りに伴う緊急復旧工事
- カ その他天災等に伴う緊急復旧工事

（2）電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事等を行う場合。

- ア 電気設備の故障に伴う緊急復旧工事
- イ 給排水設備の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ ガス設備の故障に伴う緊急復旧工事
- エ その他設備の故障に伴う緊急復旧工事等

（3）災害等の未然防止のための応急工事等を行う場合

- ア 堤防の崩壊防止のための応急工事
- イ 浸水防止のための応急工事
- ウ 崖崩れ防止のための応急工事
- エ 外壁落下防止のための応急工事
- オ その他災害・事故の未然防止のための応急工事等

## 【前橋市緊急役務等業務事務処理要領（抜粋）】

### （定義）

第2条 この要領において「緊急役務等業務」とは、災害又は事故等により緊急に発注しなければ、市民生活に重大な支障を及ぼすようなものであって、次の各号のいずれかに該当する役務等業務をいう。

（1）災害に伴う緊急役務等業務を行う場合。

- ア 緊急を要する樹木の伐採や枝の剪定
- イ その他天災等に伴う緊急役務等業務

（2）災害・事故の未然防止のための応急役務等業務を行う場合。

- ア 樹木の伐採や枝の剪定の応急業務
- イ その他災害・事故の未然防止のための応急役務等業務



## 6 指名競争入札及び一般競争入札

災害復旧工事のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつては、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある。一般競争入札に付す時間的余裕がないものについては、「指名競争入札」（地方自治法施行令第167条）を適用する。

災害発生時には、早期復旧の観点から、事務負担を軽減させつつ、地域に精通した企業を活用することが必要となり、発注ロットの大型化についても検討が必要となる場合がある。そこで、工事の発注見通しや施工能力のある企業の受注状況等を踏まえ、現場主導の事務実行の迅速性を向上させるため、特例措置として、必要に応じ指名競争入札に付する復旧工事の上限額を設計金額1億円まで拡大することができるものとする。

### 【地方自治法施行令（抜粋）】

#### （指名競争入札）

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）省略
- （2）その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。
- （3）一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

また災害復旧が進み、企業等の状況から、一定の入札契約期間及び適正な競争環境の確保が可能であると判断した場合には、一般競争入札も採用していくものとする。その際の入札参加要件の設定においては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、業務経験及び成績や地域要件などを適切に設定する。

## 7 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

災害状況や地域の実情に応じて、復旧工事の早期着工、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、発注関係事務に関して必要な措置を講じていく必要がある。

### (1) 確実な施工確保、不調・不落対策

#### ① 実態を踏まえた積算の導入《対象：全ての入札契約方式》

災害発生後は、一時的に需要がひっ迫し、労働力や資機材の調達環境に変化が生じることがある。

このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴取し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資機材等を調達する必要がある場合など、発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧による急激な工事量の増加により、既存の積算基準額と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて、国・県等の通知による復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また必要に応じて不落随契の活用も検討する。

#### 東日本大震災における具体的事例

##### ア 土工における日当たり作業量の補正（掘削積込～土の敷均し・締固めまでの一連作業）

###### 【3工種】

日当たり作業量を10%補正していたものを20%補正に見直し。

##### イ コンクリート工における日当たり作業量の補正【29工種】

コンクリート打設を行う工種で実施している日当たり作業量の10%補正を継続。

##### ウ 建設機械等損料の維持修理費の補正

ブルトーザ、バックホウ、ダンプトラックの3機種について、工事費の積算に用いる運転1時間当たり損料を3%割増ししていたものを5%割増しに見直し。

## (2) 復興に向けての復旧工事の担い手の確保

### ① 復興JV（共同企業体）の活用

工事規模の大型化や事業量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保する必要がある。

復興事業では特定に地域における事業量が急増し、被災地域に所在する企業のみでは全ての復旧工事を担うことが困難となることから、被災地域の建設企業と被災地域外の建設企業が共同企業体を結成して復旧工事を行う「復興JV」制度を活用することを可能とする。

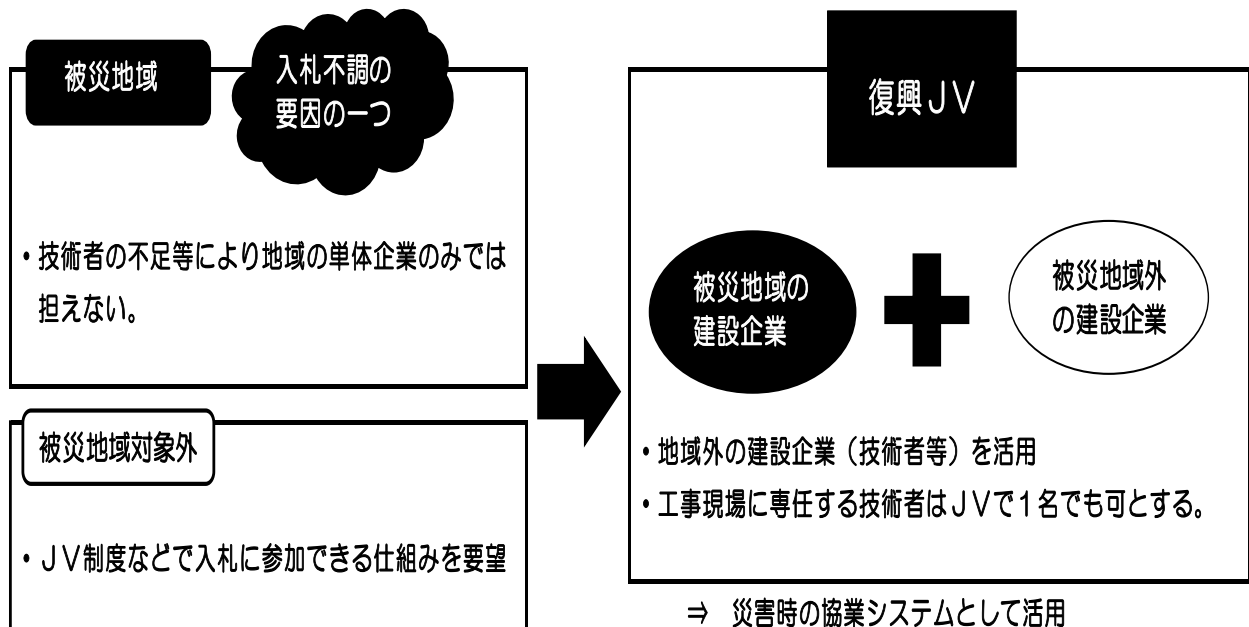
復興JVは、地域企業が被災地域外(全国)の建設企業と継続的に共同し、その施工力を強化するために結成する共同企業体である。構成員は2～3者の同程度の施工能力を有する者の組み合わせで被災地域の地域企業を1者含むことを条件とする。また、工事現場に専任する技術者はJVとして1名を配置すれば良いなど、通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和できることをメリットとする。

### 【復興JV制度の概要】

被災地において、地元の建設企業を中心に自主的に結成する復興JV制度を創設。

市内の被災状況により、従来地元企業のみが入札参加していた工事において、

市外の建設企業を構成員とする「復興JV」の競争参加を認める。



迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保

## 2 災害復旧・復興に向けて

### 1 迅速な災害復旧

本市における災害復旧にあたっては、災害発生後、災害復旧の実施方法の決定や災害査定申請書の作成、災害復旧工事の発注、監督・監理など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施する必要がある。

災害時の情報共有や迅速な復旧・復興にあたっては「前橋市建設工事等業者選定審査会」において緊急審査会を開催し、適宜協議するものとする。

緊急審査会における会議目的と協議内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 復旧・復興に関する適正な発注について
- (2) 建設産業の現状と課題
- (3) 建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題
- (4) その他、必要と認められる事項

### 2 前金払（中間前金払）の適切な実施

建設企業が復旧工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、できる限り速やかに前金払（中間前金払を含む。）を実施することが重要となるため、前金払の迅速かつ円滑な実施が求められる。

また、過去の大規模災害復旧工事に係る前払金の保証については、国より保証事業会社に対して、保証契約の締結や前払金の払出し等の事務処理の迅速化・弾力化が要請されており、受注者が発注者に提出する前払金保証証書について、郵便事情の悪化等も踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しをファックス等で送付するなどの対応が必要となる。

このため本市でも、大規模災害復旧工事に係る随意契約（緊急工事）発注の際は、受注者である建設業者の意向を踏まえ、前金払について弾力的な対応を図っていくものとする。